

## 地域公共交通確保維持事業陸上交通

### 地域間幹線系統補助地域交通計画 銚子旭線系統（案）策定

（計画期間：令和7年10月1日～令和8年9月30日）

地域間幹線系統補助地域交通計画は、地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するための地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行についての支援制度になります。厳しい経営状況にある乗合バス事業者の負担軽減、サービス継続事業に係る運行費補助を行います。

地域間幹線系統補助地域交通計画（補助金交付要綱の改正により）地域間幹線系統補助を受けようとする場合は、市町村にて地域公共交通計画に補助事業を位置付けることが必要であり、市町村の地域交通会議で協議をおこない、国へ提出する必要があります。

地域間幹線系統補助の対象となる銚子から旭市を運行する銚子旭線（1路線・14便/日）については、銚子（陣屋町）から、旭（旭駅）までの区間にて令和5年度は163,791人、令和6年度は195,822人を運送しておりその中には通学（県立旭農業高等学校の生徒）、旭中央病院への通勤、通院に利用する市民がいることから、銚子市と旭市を接続する重要な生活路線であるため、本計画を定めるものとなります。

参考：国庫補助計画額の算定について

国の通達により国庫補助金計画額の算定式が下記のとおり示されています。  
旭市の補助金計画額は下表のとおりです。

【国庫補助金計画額の算定式】

千円未満切り捨て

補助対象経費	×	1/2	=	国庫補助計画額
10,419 千円	×	1/2	=	5,209 千円

※ 本計画案の運行内容等主要な部分を除いた細部については、国土交通省等関係機関と協議をし、修正の可能性がありますことをあらかじめご了承ください。また国庫補助上限額について、算定式が変更になる可能性があり、結果国庫補助金計画額が修正されることがありますので、ご了承下さい。

添付書類 令和8年度旭市地域公共交通計画 別紙（地域間幹線 銚子旭線）  
令和8年度旭市地域公共交通計画別紙（別表）

表1：地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者（地域間幹線系統）

表2：地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

様式第 1 - 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

旭市地交第 号  
令和 7 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 旭市地域公共交通会議  
住 所 千葉県旭市二の 2 1 3 2 番地  
代表者氏名 会長 柴 栄 男

地域間幹線系統（銚子旭線）計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域間幹線系統（銚子旭線）維持事業に係る計画を別紙  
のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和7年 月 日

（名称）旭市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
別表のとおり
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
別表のとおり
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
別表のとおり
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表1」を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表2」を添付
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
事業者報告書・決算報告書等の資料から計測する。
7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
別表のとおり
10. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし

11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 協議会の開催状況と主な議論
令和8年度地域幹線系統確保維持計画（銚子旭線）に関する議論 ・令和7年6月 日 令和8年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（銚子旭線）に係る、生活交通確保維持改善計画策定の書面による協議を行い、委員 名から合意を得られた。
15. 利用者等の意見の反映状況
ホームページ上で、地域公共交通確保維持事業に係る取組内容等に関する意見募集を実施。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）千葉県旭市二の2132番地

（所 属）企画政策課企画調整班

（氏 名）桃井 健斗

（電 話）0479-62-5307

（e-mail）[kikaku@city.asahi.lg.jp](mailto:kikaku@city.asahi.lg.jp)

## 令和8年度 旭市地域公共交通計画別紙（別表）

○事業に係る目的・必要性、目標・効果、取組

No.	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	1. 目的・必要性	2. 定量的な目標・効果	3. 目標を達成するために行う事業（生産性向上の取組を含む）		
						取組内容	実施時期	実施主体
1	京成バス 千葉イースト(株)	銚子旭線	東芝町/双葉町・旭駅  (イオンモール銚子)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校（銚子市内豊岡地区から銚子市春日小学校・銚子中学校）及び高校（県立銚子・銚子商業・市立銚子・旭農業）への通学</li> <li>・沿線住民の最寄駅までの交通手段</li> <li>・旭中央病院への通院、通勤</li> <li>・イオンモール銚子への買い物</li> </ul>	令和7年度と比較して 収支率 1%以上改善	検索サイト会社に時刻表のデータ提供を実施し、スマートフォンでの行先検索を容易にし、利便性向上を図る。	令和7年10月以降実施	京成バス千葉イースト(株)
						令和4年4月～PASMOやSuicaのICカード支払いの利用が可能となったことから、ホームページ上や車内へその旨を記載し旅客への周知と利用を促進する。	令和7年10月以降実施	京成バス千葉イースト(株)
						旭市総合公共交通マップを改訂し、市内各戸へ配布するほか、駅や公共施設等へ設置する。なお、マップ地図のデータをスマートフォン等で閲覧できるよう、地図閲覧アプリで公開し、利用促進を図る。	令和7年10月以降実施	旭市

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

8年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
旭市	京成バス千葉イースト 株式会社	(1) 銚子旭線	5,209.0	
		(2)		
		(3)		
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計			5,209.0	

- (注)
1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
  2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
  3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名 京成バス千葉イースト株式会社

8年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 <sup>※</sup> ) の損益状況		乗合バス事業					
		営業収益	営業外収益	営業費用	営業外費用	経常収益(イ)	経常費用(ロ)
千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円
千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円
千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円
km		経常収支率 %					

R6年度

基準期間の前年度の 損益状況		乗合バス事業					
		営業収益	営業外収益	営業費用	営業外費用	経常収益(イ')	経常費用(ロ')
千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円
千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円
千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円
km		経常収支率 %					

R5年度

基準期間の前々年度 の 損益状況		乗合バス事業					
		営業収益	営業外収益	営業費用	営業外費用	経常収益(イ'')	経常費用(ロ'')
千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円
千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円
千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円
km		経常収支率 %					

R4年度

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) □÷ハ' = a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) □÷ハ = b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) □÷ハ = c
千葉			
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ハ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
千葉	378,000円	473,160円	378,000円	

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統 起点	主要経由地	終点	計画運行日数	計画運行回数 ( )	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程	地域公共交通利便増進事業を実施する区域におけるキロ程		系統キロ程と地域公共交通利便増進事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程		他路線との競合部分に係るキロ程		他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率
												往 . Km (平均)	復 . Km (平均)		往 . Km (平均)	復 . Km (平均)	往 . Km (平均)	復 . Km (平均)	往 . Km (平均)	復 . Km (平均)		
第1号			千葉支所/京成線	イオンモール	船橋	365日	2,305回 (6.3)	3.5	22.0人	往20.8Km 復20.5Km	20.6Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	100%	
合計	系統									往20.8Km 復20.5Km		往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	%	

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チニ = ヲ	計画実車走行キロ	補助対象経常費用の見込額 ハ×ワ以下の額:カ	計画運行回数 (d+e)/3 = ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:コ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ = タ	補助対象経常費用の限度額 カ×9/20 = レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ			
							基準期間の前々年度			基準期間の前年度							基準期間		
							経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ' = ミ	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ''÷マ'' = ム					経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'''÷マ''' = フ
第1号			100%	#### km	36,468,268 円	203,113回	18,442,807 円	9,686 9km	190,151回	19,604,620 円	96,806 9km	202,151回	20,893,854 円	96,559.5 5km	216,138回	19,597,352 円	##### 円	16,410,720 円	16,410,720 円
合計			%	. km	円	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	円	円	円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ラ = ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ロ = ヴ	計画平均乗車密度 ツ×みなし運行回数/①計画運行回数 = ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2 = ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ = ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ = ウ	ウの負担者とその負担割合									
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
第1号			16,410,720 円	16,410,720 円	10,419.504 円	10,419 千円	5,209.5 千円	16,870.916 円	11,661,416 円	5,209,500 円	44.67 %	3,225,958 円	27.6 %	円	%	3,225,958 円	27.6 %		円
合計			円	円	円	千円	千円	円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%

## (1) 記載要領

- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者においては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自賃第55号によること。なお、これにより余計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 8.「特例措置」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5。ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載する。
- 10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
- 13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 14.「系統キロ程と地域公共交通利便増進事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 17.「補助対象経費」の欄は、(本)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ソ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ソ)の金額に、(ツ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ソ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨て)。
- 18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ク)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。  
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。  
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略。」)

## (2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。  
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。  
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通利便増進実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに利便増進特例を受けようとする系統の利便増進の概要

# 京成バス千葉イースト(株) 銚子旭線

